ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡大山町飯戸
字上ノ山　七〇七番　一号
七五一番　九号
七五二番　十号及び十二号
七〇六番　十一号
地先道路敷
七五〇番　十三号
字上ミ上ノ山　八四五番　二号及び三号
八四一番三　四号
八一八番　五号及び六号
八一九番　七号及び八号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葵西谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県倉吉市葵町
字惣田山　三四四一番　一号から三号まで
鳥取県倉吉市仲ノ町
字打吹山　三四四五番一　四号から七号まで

○国土交通省告示第千四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺ケ谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

高知県高岡郡四万十町志和の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第三千十七号で指定した寺ケ谷川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°13′58.5472″	133°14′50.0003″
2	33°13′58.7033″	133°14′50.1082″
3	33°13′58.7755″	133°14′50.1285″
4	33°13′58.8323″	133°14′50.1219″
5	33°13′58.9173″	133°14′50.0347″
6	33°14′00.2417″	133°14′49.7578″
7	33°14′00.7024″	133°14′49.8563″
8	33°14′00.8078″	133°14′48.6766″
9	33°14′01.1727″	133°14′48.0001″
10	33°14′01.5779″	133°14′47.6332″
11	33°14′02.1941″	133°14′47.3570″
12	33°14′02.7945″	133°14′47.5878″
13	33°14′03.7382″	133°14′49.0742″
14	33°14′05.1416″	133°14′48.6151″
15	33°14′05.4044″	133°14′49.0085″
16	33°14′03.7315″	133°14′50.7123″
17	33°14′03.1712″	133°14′50.9232″
18	33°14′02.7927″	133°14′50.4745″
19	33°14′01.6967″	133°14′50.9239″
20	33°14′01.2141″	133°14′50.8285″
21	33°14′00.3545″	133°14′50.3612″
22	33°14′00.0006″	133°14′50.2980″
23	33°13′59.4702″	133°14′50.3560″
24	33°13′58.9714″	133°14′50.4054″
25	33°13′58.7074″	133°14′50.4181″
26	33°13′58.4517″	133°14′50.1633″

○近畿地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　後　一六・二〇～三三・一〇メートル　一〇〇・〇三七キロメートル
一六・五〇～三三・一〇メートル　〇〇・〇三七キロメートル

和歌山市西高松二丁目七四番三から同市西高松二丁目三一九番四まで

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十六号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　後　八・七五～三五・〇〇メートル　〇〇・一七二キロメートル
一八・八〇～六五・四五メートル　〇〇・一七二キロメートル

北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

○愛知県公安委員会告示第三十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月四日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前　指定の期限　令和七年十二月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年三月七日まで